

〈論文〉

迷惑をかけたくない意識の形成 —教育との関係—

鄧 小凡*¹

はじめに

平成 29 年度に厚生労働省によって実施された「人生の最終段階における医療に関する意識調査」¹の中で、「どこで最後を迎えたいかを考える際に、重要だと思うこと」の結果、「家族等の負担にならないこと」とする回答は看護師の中で二位のほかに、一般国民、医師、介護職員の中で一位である。また、いずれの回答においても、全て 70% にのぼる²。また、伊藤ら (2013) の「死生観と終末期療養についての意識調査」の中で、「理想的な死」について調査をした結果、全体では「周囲に迷惑をかけない」257 人 (74%) が最も割合が高い³。山崎章郎の『病院で死ぬということ』(1996) では、ある終末期の男性が家で最後を迎えたいが、家族に「迷惑をかけたくない」との思いから、直接その考えを家族に言えなかった話が挙げられている⁴。以上より、「家族等の負担にならないこと」というような「迷惑をかけたくない」意識は人生の最終段階や死について考えるときに多くの日本人が持つ意識であることがわかる。

このような「迷惑をかけたくない」意識は、介護者の中にも現れ、それは殺人に至る要因のひとつになっている。以下に資料を引用しておきたい。

(プリズム) 認知症の母、承諾殺人 迷惑かけずに生きようと思った 地裁公判【大阪】
京都市伏見区の河川敷で認知症の母 (当時 86) を同意を得て殺害したとして、承諾殺人などの罪に問われている無職 A 被告 (54) の公判が 21 日、京都地裁 (東尾龍一裁判官)

*¹ 岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科

であった。「できるだけ人に迷惑をかけずに生きようと思ったら、命をそぐしかない」。
被告人質問でA被告は、心中をはかるまでの経緯を語った。（平井良和）

（中略）

●介護を選び退職

これまでの公判や弁護人の話などによると、A被告は95年ごろ、認知症を患い始めた母とアパートで2人暮らしを始め、介護しながら工場で働いた。近所では、車いすの母と仲良く買い物に出る姿が見られた。

しかし、母の症状が悪化したため昨年7月に工場を退職。介護と両立できる仕事を探したが見つからず、9月に退職した。生活保護の相談に伏見区福祉事務所などに何度か足を運んだが、結局、援助や融資などは受けなかった。

A被告はこの日、「生活保護は、はねつけられたと思った。融資は保証人を頼めなかった」と述べた。「母をどこかに捨てたり預けたりすれば、自分も生きていけた。でも最後まで自分で面倒みなかった」。⁵

この資料は『朝日新聞』（2006年6月20日）の朝刊、2社会面に掲載された介護殺人事件の報道である。無職A被告（54）は介護と両立できる仕事を探したが見つからず、生活保護の援助や融資などは受けなかった上で、結局、認知症の母（86）を殺害し、公判での被告人質問に対して「できるだけ人に迷惑をかけずに生きようと思ったら、命をそぐしかない」と述べていた。

承諾殺人被告「母の年まで生きたい」 介護負担、支援届かず 京都 【大阪】

（前略）公判でA被告は「人に迷惑をかけてはいけないと厳しく育てられた」と繰り返した。「一度リストラにあった時に親類にお金を借りた。うれしかったが、つらくもあった。人にものを頼むのはつらい」とも語った。⁶

また、『朝日新聞』（2006年7月21日）の夕刊、1総合面に掲載された同じ事件の後続の報道では、A被告は公判で「人に迷惑をかけてはいけなく厳しく育てられた」と述べていた。その話から、A被告は子供の時期から受けていた「人に迷惑をかけてはいけなく」という

教育に影響されているとみられる。またその影響が中年まで続いており、困難に遭っても、「人にものを頼むのはつらい」という気持ちになった。

以上の資料から見ると、A被告は自発的に介護サポートを求めるが、結局拒否され、そのような状況になっても、経済問題で親族の助けを受けることが逆につらいと思う心情をもとに「迷惑をかけたくない」という意識が生じている。また、A被告は「人に迷惑をかけてはいけない」という家庭教育を受けていたことがわかる。それはA被告が中年になっても「できるだけ人に迷惑をかけずに生きようと思った」という意識を強く持っている原因ではないかと考えられる。

では、多くの日本人が持つ「迷惑をかけたくない」意識と教育との関係は如何なるものであるか、「迷惑をかけたくない」意識の形成と教育の関係を検討しなければならないと考えられる。

「迷惑をかけたくない」意識の形成要因について、岩田（2021）は迷惑規範が第一次大戦後、公共空間で広まり始め、公衆道徳として内面化されていったことを指摘し、中学校、小学校の教材との関連を示唆している⁷。この点を踏まえると教育との関わりを検討する必要があると考えられる。しかし、従来の研究は、主に日本語における「迷惑」の意味、迷惑施設、「迷惑行為」に関する研究、高齢者及び介護に関する研究に分類できるが⁸、「迷惑をかけたくない」意識と教育の関連性を検討する研究は本格的にはなされていない。人は成長する過程の中で、必ず家族のしつけと学校の教育を受ける。そのため、本稿は従来の研究で見逃されてきた課題、すなわち、介護者の「迷惑をかけたくない」意識の形成と家庭のしつけ及び学校教育との関連性を検討することを目的とする。また、なぜ子供の時に受けた教育によって「迷惑をかけたくない」意識が人にマイナスの影響を与え、高齢者になっても介護場面「など影響を及ぼすのか」という点について検討したい。

第一節 迷惑をかけたくない意識への家庭の教育の影響

・家庭のしつけとの関連性

まず先に引用した資料を改めて詳しく検討したい。

承諾殺人被告「母の年まで生きたい」 介護負担、支援届かず 京都 【大阪】

認知症の母の介護の末に心中を図って承諾殺人罪に問われたA被告（54）に対し、京都地裁は執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。経済的に追いつめられていたA被告は「人に迷惑をかけたくない」との思いから次第に自ら孤立。行政や周囲は親子の苦悩に気づかず、支援の手は届かなかった。

（中略）

関係者によると、A被告は、車いすの母と買い物に行く姿がよく見かけられていたという。しかし、昨年4月ごろから母の認知症の症状が悪化し、介護にかかりきりになった。昼夜を問わずに徘徊（はいかい）しようとする母の世話をしており、徹夜のまま職場に向かうこともたびたびあったという。同7月に勤めていた工場を休職。同9月に退職した。

休職中の世帯収入は、母の年金の2カ月5万円。退職後の4カ月間は1カ月約13万円の雇用保険を受けたが、貯金はなくカードローンでしのいだ。今年1月には、1日に1度だけコンビニエンスストアに行き、千円ほどでおにぎりやパンを買う生活になっていた。

公判でA被告は「人に迷惑をかけてはいけなと厳しく育てられた」と繰り返した。「一度リストラにあった時に親類にお金を借りた。うれしかったが、つらくもあった。人にものを頼むのはつらい」とも語った。

『朝日新聞』の記事以外に、この事件を整理した『介護殺人—追い詰められた家族の告白』（毎日新聞大阪社会部取材班）⁹の中には、以下のような記述がある。

竜一は京都市の繁華街、河原町界隈で生まれた。華やかな柄で知られる京都伝統の染色技法、京友禅の有名な職人だった父親と君枝の間に生まれた一人息子だった。

1950～60年代（昭和30～40年代）は京友禅の技法を使った高級絹織物がよく売れた。父親の収入も多く、家庭は裕福だった。

親族が振り返る。

「家賃が高い家に住んでいましたわ。父親は高い酒ばかり飲むようなぜいたくをしていました。竜一は欲しいものを何でも買ってもらっていましたね」

ただ、父親が竜一に口酸っぱく言っていたことがある。「人様に迷惑をかけるな。自分の生活を切りつめてでも、人に金を借りるな」。

(中略)

1995年に父親が病死すると、70代だった君枝に異変があらわれた。

(中略)

この年(2005)の6月下旬、竜一が仕事に行っている間に、外出した君枝が道に迷って警察に保護されることが続いた。

「母を一人にしておく人と人に迷惑がかかる」

竜一は7月、派遣会社に休職を申し出て認められた。

(中略)

ケアマネジャーは社会福祉協議会の貸付金制度を紹介した。しかし、保証人が必要だったため、竜一は「親族に迷惑をかけられない」と利用しなかった。

(中略)

男性裁判官は被告人質問で、介護殺人が後を絶たない状況に触れ、その背景を竜一に尋ねた。「できるだけ人に迷惑をかけないように生きようとすれば、自分の持っている何かをそぎ落として生きていかなければならないのです。限界まで来てしまったら、自分の命をそぐしかないのです」

以上の二つの資料では長男(54)が認知症の母親(86)を介護して、最終的に経済的な問題などで介護疲れになり、やむを得ず母親と心中しようとした事件について記されている。ここでは、まず注目したいのは子供の時期に長男が父親に「人様に迷惑をかけるな」と言われたという点である。当時家庭は裕福だったので、親族が長男は家庭が裕福でほしいものを全部得られたというようなことを話しているが、その際に、父親が「人様に迷惑をかけるな」という理念を長男に伝えていた。その理由は、父親がおそらく息子に正しい(自分が持っている)価値観を持つように家族教育を進めていたからであると考えられる。

この後も、長男は母親を介護する過程の中で、デイケアを利用しつつも介護負担は軽くならなかった。休職、退職となり、経済的な問題から福祉協議会を三回訪ねて、生活保護の申請をしたが、失業給付のため、生活保護は認められなかった。その後、ケアマネジャーから紹介された保証人が必要である貸付金制度を「親族に迷惑をかけたくない」という理由で利用し

なかった。このことも長男ができるだけ人に迷惑をかけたくないという意識を有していたと
いうことを示している。

また、裁判官の質問に対する「できるだけ人に迷惑をかけないように生きようとすれば、
自分の持っている何かをそぎ落として生きていかなければならないのです。限界まで来てし
まったら、自分の命をそぐしかないので」という答えから、長男がいつも「人に迷惑をかけ
たくない」意識を持っていたと考えられる。以上より、「人に迷惑をかけたくない」意識を持
つ原因の一つには、子供の時期から受けた家庭のしつけの「人様に迷惑をかけるな」という
価値観があると考えられる。この点について、また次の記事を引用したい。

生活保護拒み、姉に手かけた 老老介護「他人のお金で生きるのは…」 東京地裁で執行
猶予判決

妹は1人で姉(84)を介護する「老老介護」の状態、生活保護を受給して姉を施設に
預ける提案を受けていたが、「税金をもらって生きるのは他人に迷惑をかける」などと
考えて受給せず寝たきり状態の姉(84)を殺害した。東京都の玉置キヌエ被告は今年3月、
姉の顔にウェットティッシュを置き手で押さえて窒息死させた。犯行時は手を握り「お
姉ちゃん、ごめんね」と声をかけたという。約60年前に福岡県から上京した姉妹は2人
で暮らし、親しい親戚や知人はいなかった。姉は約5年前に介護が必要になり、約2年
前から寝たきり状態になった。2人の収入は1カ月あたり約10万円の年金だけだった。
姉を特別養護老人施設に入れるため生活保護の受給申請をケアマネジャーから提案さ
れても、妹は拒み、1人で介護を続けた。生活保護を受けなかった理由について、妹は
法廷や供述調書で「税金からお金をもらうのは他人のお金で生きることで迷惑をかける」
「親にも、他人に迷惑をかけないように言われて育った」と説明した。殺害の動機は、
姉の体調が悪化し「これ以上介護できない。迷惑をかけないためには終わらせるしか
ない」と考えたため、殺害後は自ら110番通報した。

(2021年12月3日 朝刊1社会)¹⁰

この資料は妹が「これ以上介護できない。迷惑をかけないためには終わらせるしかない」
という理由で介護する姉を殺害した事件である。妹と姉の二人の収入は一カ月あたり約十
万円の年金だけだったが、姉を特別養護老人施設に入れるため生活保護の受給申請をケア

ジャーから提案されても、妹は拒否した。その理由は「税金からお金をもらうのは他人のお金で生きることで迷惑をかける」「親にも、他人に迷惑をかけないように言われて育った」である。ここで注目したいのは「親にも、他人に迷惑をかけないように言われて育った」という点である。この話から、妹たちは子供の頃から「他人に迷惑をかけてはいけない」というような家庭のしつけを受けたと分かる。むしろ子供の頃から「他人に迷惑をかけてはいけない」というしつけを受けたからこそ、成長して大人になった後、税金からお金をもらうのは他人のお金で生きることで迷惑をかけることであると思うようになったと考えられる。子供の時期からの家庭における教育によって「迷惑をかけたくない」という意識が生じているのは先の記事と同様である。そのため、「迷惑をかけたくない」意識の形成要因として、家庭の教育があることがわかる。

以上の事例より、介護者の抱く「迷惑をかけたくない」意識の形成に家庭のしつけが関連することがわかる。介護者が子供の時に、「他人に迷惑をかけない」ということを家庭のしつけとして言われていたので、介護者が成長して大人になっても、そのようなしつけを忘れずに常に人生のルールとして守っていたと推察される。

・家庭教育による「迷惑をかけない」意識が人に与えるマイナスの影響の可能性

現代の子育ての中で、子どもに対する希望について、両親が最も重視しているのは「人に迷惑をかけない」ということである。いくつかの調査を以下に挙げる。

例えば新保敦子（2022）では近代日本の家庭におけるしつけの変遷を明らかにするための基礎作業として、1930年代～1940年代生まれの女性を研究対象として質問票による調査（34人）とインタビュー（8人）を実施した¹¹。調査の結果として、子ども時代から高校時代を通じて、家庭の中で特に「人に迷惑をかけない」ということが道徳規範として重視されていたことを述べている。

『朝日新聞』に紹介されている、1986年に安田生命保険によって実施された主婦の意識調査¹²では子どもに最も期待する人間像（複数回答）を問う質問に対して、「他人のことを思いやり、他人に迷惑をかけない人間」と答えた人は81%であり、割合が一番高い。次いで「秩序を守る規律正しい人間」（29%）、「教養があり、心が豊かな人間」（24%）、「お互いの

権利や生活を尊ぶ人間」(18%)、「実社会で役立つ知識や技術を身につけた人間」(17%)の順である。

平成6年のPTA協議会による「家庭教育についての調査研究」¹³では、親自身が「ふだん、特に気を付けて子供を指導していること」に対して、「人に迷惑をかけない」と答える人が52.6%であり、最も割合が高い。その後、「交通事故やけがに気をつける」が52.4%、「物やお金を大切にする」が40.0%の順である。

平成8年12月に内閣府の総務庁青少年対策本部によって実施された「青少年の生活と意識に関する基本調査(概要)」¹⁴の中で青少年の親が「子供に望む性格特性」を調査した結果、小学4～6年生及び中学生の男子を持つ父親は、自分の子供に対して、「思いやり」及び「規則を守り、人に迷惑をかけない公共心」を望んでいる者が最も多く、それぞれ48.1%となっており、次いで「責任感」41.9%、「礼儀正しさ」34.9%となっている。母親も、自分の子供に対して「規則を守り、人に迷惑をかけない公共心」を望んでいる者が最も多く54.7%となっている。次いで「思いやり」53.6%、「責任感」44.3%となっている。また、小学4～6年生及び中学生の女子を持つ両親は、自分の子供に対して、「思いやり」を望んでいる者が最も多く73.5%となっており、その次は「規則を守り、人に迷惑をかけない公共心」50.5%、「礼儀正しさ」33.1%となっている。

平成25年度「小学生・中学生の意識に関する調査」¹⁵の中で、保護者を対象とする調査の結果、調査の対象となった子供に、将来どのような生き方をしてほしいと思うか聞いたところ、「もっとも重視するもの」については、「人に迷惑をかけない」を挙げた者の割合が35.7%であり、最も割合が高い。その後、「身近な人との愛情を大事にする」を挙げた者の割合が33.4%と高く、「社会や他の人々のために尽くす」(10.5%)、「経済的に豊かになる」(10.2%)などの順となっている。

以上の調査からわかるように、近代から現代まで、「人に迷惑をかけない」の割合が次第に低くなっているものの、両親はいつも子どもに対して、「人に迷惑をかけない」という人になってほしいと考えていることがわかる。そのため、普段の家庭のしつけの中で、「人に迷惑をかけない」ことを非常に重視することが推測できる。ではなぜ、「迷惑をかけない」という家庭のしつけは、前に挙げた介護殺人事件のようなマイナスの影響を人に与えるのかについて、以下の報道を見てみよう。

権威喪失 悩んで迷って空回り（巨大な迷路 しつくて何？：上）

（前略）

大学四年生のエリさん（21）は、半年前からカウンセリングに通っている。対人関係がうまく築けない。

父は会社員、母は専業主婦。家のしつけの方針は「他人に迷惑をかけてはいけない」だった。友だちの家に遊びに行こうとするたびに「おやつが目当てなんですよ。いやしい子ね」「よそのおうちで粗相したらお母さんが恥ずかしい」と連れ戻された。

友だちづきあいはほとんどなく、その時間を勉強にあてた。現役で有名私大に入った。しかし、ほどなく抑うつ感に襲われた。「他人に迷惑をかけなかったら、そもそも生きていけないじゃない」。そう気がついた。

（1999年7月7日 朝刊1家）¹⁶

この資料は、大学生のエリさんが、両親から「他人に迷惑をかけてはいけない」というしつけを受けたため、自分が対人関係をうまく築けないことを記している。両親がエリさんに「他人に迷惑をかけない」という意識を伝える際のやり方はエリさんが友達の家で遊ぼうとする際に、エリさんに悪口を言い、エリさんの行動を貶めるというように、エリさんのことを否定するというものである。その結果、このような厳しいしつけ方によって、エリさんは対人関係をうまく築けず、抑うつを感じることとなった。つまり、親が厳しすぎるしつけによって、子どもに「迷惑をかけたくない意識」を伝え、それを通して、子供にマイナスの影響を与えるという可能性があるではないかと考えられる。

以上より、第一節では、「迷惑をかけたくない」意識と家庭のしつけが関連することを確認した。また、厳しいしつけによって「人に迷惑をかけない」という道徳規範を子どもに伝えることで、子供にマイナスな影響を与える可能性が明らかになった。

第二節 迷惑かけたくない意識への学校の道徳教育の影響

第一節では家庭のしつけが与える「迷惑をかけたくない」意識への影響を検討したが、実は子どもの時期に受けた教育は家庭のしつけだけでなく、学校からの教育も受けている。そのため、学校教育と「迷惑をかけたくない」意識との関係がどのようなものかについて検討

する必要があると考えられる。以下では特に、学校における道徳教育に注目して検討していきたい。

道徳教育が一つの科目になるのは第二次世界大戦前である。『日本教科書大系 近代編 第3巻 修身(三)』の解説によれば、戦前には、道徳教育は「修身科」が担うことになっており、1872年の学制での位置は低かったが、1890年から筆頭教科となり、1945年まで続いた。当初の授業形態は「修身口授」で、教師の談義や口述によるものであり、教科書はほとんどが欧米の倫理書等の翻訳本や儒学の書物などの道徳に関わる書籍である。1904年に文部省から教育勅語に基づき第一期国定修身教科書(尋常小學校修身書 第二學年—第四學年、高等小學校修身書 第一學年—第二學年)を発行して、その後、1910年に第二期(尋常小學校修身書 第一學年—第六學年)、1918年の第三期(尋常小學校修身書 第一學年—第六學年)、1934年の第四期(尋常小學校修身書 第一學年—第六學年)、1941年の第五期(ヨイコドモ 第一學年—第二學年、初等科修身 第三學年—第六學年)と、何度か改訂が行われた¹⁷。修身書の内容には主に国家に対する道徳、人間関係についての道徳、個人の道徳が含まれている。それでは、修身書の中に「迷惑をかけたくない」意識はみられるのであろうか。

まず、低学年の尋常小學校修身書(第一冊)の全体の項目を以下の表1に示す(第五期の『ヨイコドモ上』は目次がないため、以下の表にまとめなかった)。

表1：尋常小學校修身書(第一冊)の目録

尋常小學校修身書 第二學年 (第一期)	尋常小學校修身書 卷一 (第二期)	尋常小學校修身書 卷一 (第三期)	尋常小學校修身書 卷一 (第四期)
ダイ一オヤコ	一 ヨク マナビ ヨク	一 ヨク マナビ ヨク ア	一 ガツカウ
ダイニオカアサン	アソベ	ソベ	ニフカク
ダイ三オトウサン	二 ジコク ヲ マモレ	二 ジコク ヲ マモレ	ヨク マナビ ヨク
ダイ四ジブンノコト	三 ベンキョウ セヨ	三 ナマケル ナ	アソベ
ダイ五キョーシ	四 トモダチ ハ タス	四 トモダチ ハ タスケ	二 テンチャウセツ
ダイ六トシヨリ	ケアヘ	アヘ	三 センセイ
ダイ七キョーダイ	五 ケンクワ ヲ スル	五 ケンクワ ヲ スル ナ	四 トモダチ
ダイ八タベモノ	ナ	六 ゲンキ ヨク アレ	五 ケンクワ ヲ スル
ダイ九 セイケツ (清潔)	六 ゲンキ ヨク アレ	七 タベモノ ニ キラ	ナ
	七 カラダ ヲ タイセ	ツケ ヨ	六 ゲンキ ヨク

ダイ十ショージリ	ツニセヨ	八ギヤウギヲヨクセ	七タベモノ
ダイ十一キマリヨクセヨ	八ギヤウギヨクセヨ	ヨ	八シマツヲヨク
ダイ十二コトバヅカヒ	九セイトン(整頓)	九シマツヲヨクセヨ	九イキモノ
ダイ十三ヤクソク	十モノヲソマツニ	十モノヲソマツニ	十ナツヤシミ
ダイ十四ヒトノアヤマチ	アツカフナ	アツカフナ	十一キマリヨク
ダイ十五ワルイススメ	十一オヤノオン	十一オヤノオン	十二モノヲダイジニ
ダイ十六トモダチ	十二オヤヲタイセ	十二オヤヲタイセツニセヨ	十三アヤマチヲカクスナ
ダイ十七モノヲソマツニアカフ	十三オヤノイヒツケヲマモレ	十三オヤノイヒツケヲマモレ	十四ウソヲイフナ
ダイ十八アヤマチ	十四キヤウダイナカヨクセヨ	十四キヤウダイナカヨクセヨ	十五人ノモノ
ダイ十九ヒロヒモノ	十五カテイ(家庭ノタノシミ)	十五カテイ(家庭)	十六キンジョノ人
ダイ二十イキモノ	十六テンノウヘイカ	十六テンノウヘイカ	十七オモヒヤリ
ダイ二十一ヒノマルノハタ	十七チュウギ	十七チュウギ	<u>十八人ニメイワク</u>
ダイ二十二キソク(規則)	十八アヤマチヲカクスナ	十八アヤマチヲカクスナ	ヲカケルナ
ダイ二十三テンノーヘイカ(天皇陛下)	十九ウソヲイフナ	十九ウソヲイフナ	十九ワタクシノウチ
ダイ二十四ユーキ	二十ジブンノモノ	二十ジブンノモノ	二十オシャウグワツ
ダイ二十五ユーキ(ツヅキ)	トヒトノモノ	トヒトノモノ	二十一ベンキョウ
<u>ダイ二十六ヒトニメイワクヲケルナ</u>	二十一キンジョノヒト	二十一キンジョノヒト	二十二オトウサン
ダイ二十七ヨイコドモ	二十二オモヒヤリ	二十二オモヒヤリ	オカアサン
	二十三イキモノヲクルシメルナ	二十三イキモノヲクルシメルナ	二十四オヤノイヒツケヲマモレ
	<u>二十四ヒトニメイワクヲケルナ</u>	<u>二十四ヒトニメイワクヲケルナ</u>	二十五キャワダイ
	二十五ヨイコドモ	二十五ヨイコドモ	二十六チュウギ
			二十七ヨイコドモ

表1下線部にあるように、第一期から第四期まで、表記は若干異なるものの、「人に迷惑をかけてはいけない」という趣旨の項目が見られる。この中で、「人に迷惑をかける」に関する内容を抽出すると、以下のようである。

ダイ二十六

ヒトニメイワクヲカケルナ

コノコガ、ミチバタニ、ゴミヲステヨウトスルノヲ、オトウサンガトメテキマス。セケンノヒトニ、メイワアクヲカケテハナリマセン。

(尋常小学修身書 第二學年〔第一期〕)

二十四

ヒトニメイワクヲカケルナ

オチヨガミチバタニゴミヲステヨウトスルノヲ、オトウサンガトメテキマス

(尋常小学修身書 卷一〔第二期〕)

二十四

ヒトニメイワクヲカケルナ

オチヨガミチバタヘゴミヲステヨウトシマシタ。オトウサンガ「ゴミヲソナトコロヘステルト、人ガメイワクシマス。」トイツテトメテキマス。

(尋常小学修身書 卷一〔第三期〕)

十八 人ニメイワクヲカケルナ

マサヲガ、トモダチトホリデ、マリナグヲシテキマス。マサヲノオトウサンガ、「ソナトコロデアソプト、ヒトノジャマニナル。」トイツテ、トメテイラッシュキマス。

(尋常小学修身書 卷一〔第四期〕)

尋常小学修身書の第一期から第四期まで、内容は少し変わっているものの、「人に迷惑をかけるな」というテーマの物語が掲載されている。第一期から第三期は子どもがゴミを勝手に捨てるが、父に「それは他人に迷惑をかける」と止められたという話である。第四

期では子どもが友達と道路でまり投げをして、父に「人の邪魔になるな」と止められたという話である。低学年の修身書では、「人に迷惑をかけない」という人に迷惑をかけることの戒めなどの社会的な人間関係についての道徳として強調されていることがわかる。

次に、高等小學修身書（第五学年）の全体の項目を表2に示す。

表2：高等小學修身書（第五学年）の目録

高等小學修身書 第一學年 (第一期)	尋常小學修身書 卷五 (第二期)	尋常小學修身書 卷五 (第三期)	尋常小學修身書 卷五 (第四期)	初等修身 三 (第五期)
第一課 天皇陛下	第一課 大日本帝國	第一課 我が國	第一課 我が國	第一課 大日本
第二課 北白川官能久親王	第二課 皇后陛下	第二課 忠義	第二課 舉國一致	第二課 佐久間艦長の遺書
第三課 身を立てよ	第三課 忠君愛國 (其の一)	第三課 舉國一致	第三課 國法を重んぜよ	第三課 近江聖人
第四課 職務に勤働せよ	第四課 忠君愛國 (其の二)	第四課 公民の務	第四課 公德	第四課 開票の日
第五課 皇室をたつとべ	第五課 仁と勇	第五課 公益	第五課 禮儀	第五課 農夫作兵衛
第六課 進取の氣象	第六課 信義を重んぜよ	第六課 衛生 (其の一)	第六課 衛生	第六課 通潤橋
第七課 正直は成功の基	第七課 誠實	第七課 衛生 (其の二)	第七課 公益	第七課 禮儀
第八課 仁と勇	第八課 油断するな	第八課 儉約	第八課 勤勞	第八課 久田船長
第九課 義俠心	第九課 志を堅くせよ	第九課 産業を興せ	第九課 儉約	第九課 軍神のおもかげ
第十課 誠實	第十課 儉約	第十課 孝行	第十課 産業を興せ	第十課 勝安芳
第十一課 志を堅くせよ	第十一課 産業を興せ	第十一課 兄弟	第十一課 進取の氣象	第十一課 咸臨丸
第十二課 儉約	第十二課 孝行	第十二課 進取の氣象	第十二課 自信	第十二課 間宮林蔵
第十三課 産業をおこせ	第十三課 兄弟	第十三課 勤勞	第十三課 勉學	第十三課 瓜生岩子
第十四課 孝行	第十四課 進取の氣象	第十四課 勉學	第十四課 勇氣	第十四課 皇大神宮
第十五課 禮儀	第十五課 忍耐	第十五課 勇氣	第十五課 度量	第十五課 特別攻撃隊
第十六課 習慣	第十六課 禮儀	第十六課 忍耐	第十六課 朋友	第十六課 皇室
第十七課 よき習慣をつくる工夫	第十七課 習慣	第十七課 自信	第十七課 信義	第十七課 よもの海
第十八課 自立自營	第十八課 勉學	第十八課 主婦の務	第十八課 誠實	第十八課 飯沼飛行士
第十九課 規律正しくあれ	第十九課 朋友	第十九課 朋友	第十九課 謝恩	第十九課 北滿の露
第二十課 公益	第二十課 主人と召使	第二十課 禮儀	第二十課 博愛	第二十課 昔から今まで
第二十一課 公益(つづき)	第二十一課 德行	第二十一課 度量	第二十一課 皇太后陛下	
第二十二課 勤勞	第二十二課 度量	第二十二課 信義	第二十二課 忠君愛國	
第二十三課 忍耐	第二十三課 謝恩	第二十三課 誠實	第二十三課 兄弟	
第二十四課 生き物をあはれめ	第二十四課 廉潔	第二十四課 謝恩	第二十四課 父母	
第二十五課 親切	第二十五課 博愛	第二十五課 博愛	第二十五課 孝行	
第二十六課 博愛	第二十六課 生き物を憐れ	第二十六課 德行	第二十六課 德行	
第二十七課 祝日祭日	第二十七課 女子の務	第二十七課 よい日本人	第二十七課 よい日本人	
第二十八課 復習	第二十八課 よき日本人			

高等小学修身書では、「迷惑」という言葉が項目タイトルとして使用されているわけではない。しかし、表2で下線を引いた「禮儀」「公德」の項目に「迷惑をかけてはいけない」という趣旨の文章が掲載されている。それらの内容を抽出すると、以下のようである。

第十五課 禮儀

(前略)

汽車・汽船などに乗りたるとき、無理なるふるまひや、いやしきことばつかひをなし、集會場、停車場、渡場、その他、人のこみあふ場所にて、人をおしのけて、すすむなど、すべて、人の迷惑をかへりみぬは、いづれも、あしき行なり

(高等小學修身書 第一学年〔第一期〕)

第二十課 禮儀

(前略)

汽車・汽船・電車などに乗った時には、互いに氣をつけて人に迷惑をかけるやうにすることが必要です。

(尋常小学修身書 卷五〔第三期〕)

第四 公德

(前略)

私たちは、自らつゝしんで、知つてゐる人に對しても、又知らない人に對しても、決して迷惑をかけるやうなことをせず、常に公衆の一人として、何事をするにも公衆のためを考へて、世の中に幸福を進めるやうに心掛けなければなりません。

乃木大將が學習院長であつた時、大將は、常に生徒に、少しでも人の迷惑になるやうなことをしてはならないと言ひきかせました。さうして、自分も決して人の迷惑になるやうなことはしませんでした。

(尋常小学修身書 卷五〔第四期〕)

第五 禮儀

(前略)

汽車・汽船・電車・自動車などに乗った時には、人には迷惑をかけないやうにすることはもとより、不行儀なふるまひをしたり、卑しい言葉づかひをしたりしてはなりません。
(尋常小学修身書 卷五〔第四期〕)

七 禮儀

(前略)

汽車・汽船・電車・自動車などに乗った時には、人にはめいわくをかけないやうにするのはもとより、行儀の悪いふるまひをしたり、いやしいことばづかひをしたりしてはなりません。

(中略)

約束を果たさないのは、うそをいつたことになつて、相手にめいわくをかけます。

(初等科修身 三〔第五期〕)

高学年の修身書では、低学年の教科書のように「人に迷惑をかけない」という項目はないが、引用したように、第一期、第三期、第四期の礼儀篇には公共交通機関を利用する際に「人に迷惑をかけない」という内容がある。また、第五期の礼儀篇では、公共交通機関の利用マナーの他に、約束を果たさないと人に迷惑をかけるという道德の内容が追加されていた。さらに、第四期に追加した公德篇にも一人のことより、先に公衆のために考えるべきなので、決して人に迷惑をかけることをしないとという道德の内容も追加されていた。高学年の修身書の礼儀篇に表現された「人に迷惑をかけない」という内容も低学年と同様、主に人間関係についての道德として強調されている。

また、「禮儀」「公德」以外の項目にも「迷惑をかけてはいけない」という趣旨の文章がある。

五 時のきねん日

(前略)

學校の授業は、時間通りにおこなはれます。家にかへつても、おさらひとか、運動とか、ごはんとか、みんな時をきめて、それをよく守らなければなりません。さうでない、人にめいわくをかけるばかりでなく、からだを弱くしたり病氣になったりします。

(初等科修身 一〔第五期〕)

この資料は、時のきねん日は時間を守らないと、人に迷惑をかけるという時間を守る重要性を強調する個人の道徳の戒めである。

第十 協同

(前略)

それから村々の者を集めて此の企を話すと、みんな莊屋を助け協同して働くことを申し合わせました。他の村の莊屋たちも此の企を聞いて仲間に加りたいと申し込む者もありました。五人は、「此の大工事が成就しなかつたら、我々五人は一命を捨てる覚悟である、むやみに人を仲間に入れて、迷惑をかけてはならない。」と言つてことわりました。しかし、其の莊屋たちの志の堅いことがだんゝわかつて来たので、仲間に入れて、一しよになつて藩に願ひ出ました。

(尋常小学修身書 卷6〔第四期〕)

この資料では、「協同」について記されている。久留米の地方の住民が田畑に水を引くのに不便で作物ができないので、貧乏に暮らしている。そこで、そこに住んでいる五人が話し合つて水を汲むために、堰を設け、堀割を作ることが決まった。しかし、大工事なので、藩の許しを受けることが困難である。そのため、この五人は一心同体と堅く誓い合い、命を捨てる覚悟を持ち、ようやく藩の許しを得た。その後、工事が開始され、村の人々も工事を手伝つて、最後は大きな堰が出来上がり、計画通りに水がとうとう堀割に流れ込んだ。久留米の地方は収穫が多い豊かな土地になったという協同精神の重要性を強調する物語である。引用の部分は村の人が五人の計画を聞いて助けようとした際に、五人は計画が必ず成功すると保証できないので、他の人を巻き込むことを心配しているため、村の人の助けを断つた。ここで注目したいのは傍線の部分である。傍線部からわかるように、五人がすべての責任を自分で引き受けることを決定した。全篇のテーマは人間関係についての道徳としての協同精神であるが、ここに他の人に「迷惑をかけてはならない」から自分で責任を負うという人間関係の道徳が表現されている。

修身書の中で、「迷惑」という言葉が直接登場する部分を以上のように抽出した。修身教科書では「人に迷惑をかけない」というテーマは主に公德を守るというような人間関係の社会的な規範として位置付けられている。また、責任を負うというような道徳の意味合いの用例も見られる。

以上の傾向は戦後の道徳教育にも共通するところがある。戦後の道徳教育について、『小学校学習指導要領 道徳編』（1958年）の36項目と『小学校学習指導要領』（1968年）32項目がある。その36項目と32項目を以下の表3に示す。

表3：『小学校学習指導要領 道徳編』（1958年）36項目と『小学校学習指導要領』（1968年）32項目

小学校学習指導要領 道徳編（1958年）36項目	小学校学習指導要領（1968年）32項目
1 生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。	1 生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。
2 自分のことは自分でし、他人にたよらない。	2 時と場に応じて、服装・言語・動作などを適切にし、礼儀作法を正しくする。
3 服装・言語・動作など、時と場に応じて適切にし、礼儀作法を正しくする。	3 身のまわりを整理・整頓し、環境を美しく清潔にする。
4 身のまわりを整理・整頓し、環境の美化に努める。	4 ものや金銭をだいにし、じょうずに使う。
5 ものや金銭をだいにし、じょうずに使う。	5 時間をたいせつにし、きまりのある生活をする。
6 時間をたいせつにし、きまりのある生活をする。	6 自分の正しいと信ずるところに従って行動し、みだりに他人に動かされない。
7 自他の人格を尊重し、お互の幸福を図る。	7 自他の自由を尊重し、自分の行動に責任をもつ。
8 自分の正しいと信ずるところに従って意見を述べ、行動し、みだりに他人の意見や行動に動かされない。	8 常に真心をもって正直に行動する。
9 自分の考えや希望に従つてのびのびと行動し、それについて責任を持つ。	9 正を愛し不正を憎み、勇気をもって正しい行動をする。
10 正直でかげひなたなく、真心を持った一貫性のある行動をする。	10 正しい目標の実現のためには、困難に耐えて最後までやり通す。
11 正を愛し不正を憎み、誘惑に負けないで行動する。	11 自分を反省するとともに、人の意見もよく聞き、深く考えて行動する。
12 正しい目標の実現のためには、困難に耐えて最後までしんぼう強くやり通す。	12 わがままな行動をしないで、節度のあ
13 自分を反省するとともに、人の教えをよく聞き、深く考えて行動する。	る生活をする。[節度・節制]
14 わがままな行動をしないで、節度のある生活をする。[節度・節制]	13 いつも明るく、なごやかな気持ちで、はきはきと行動する。
15 いつも明るく、なごやかな気持ちで、はきはきと行動する。	14 やさしい心をもって、動物や植物を愛護する。
16 やさしい心を持って、動物や植物を愛護する。	15 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心をもつ。
17 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心を持つ。	16 自分の特徴を知り、長所をのばす。
18 自分の特徴を知り、長所を伸ばす。[能力向	[能力向上・人格向上]
	17 常に希望をもち、より高い目標を立てて、その実現に努める。[学業励行]
	18 ものごとを合理的に考え、常に研究的

上・人格向上]	態度をもつ。
19 常により高い目標に向かって全力を尽し、大きな希望を持つ。[学業励行]	19 創意くふうをこらし、進んで新しい分野を開いていく。
20 ものごとを合理的に考えて行動する。	20 だれにも親切にし、弱い人や不幸な人をいたわる。[親切・思いやり]
21 創意くふうをこらして生活をよりよくしようとする。	21 自分たちや世のなかのために尽くしてくれる人々に対し、尊敬し感謝する。
22 常に研究的態度を持って、真理の探究に努める。	22 互いに信頼し合い、仲よく助け合う。[友情・信頼]
23 よいと思ったことは進んで行い、新しい分野も開いていく	23 偏見をもたず、だれに対しても公正公平にふるまう。
24 だれにも親切にし、弱い人や不幸な人をいたわる。[親切・思いやり]	24 人の気持ちや立場を理解して、広い心で人のあやまちをも許す。
25 自分や世の中のために尽くしてくれる人々に対し、尊敬し感謝する。	25 規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。[規則尊重]
26 互に信頼しあい、仲よく助けあう。[友情・信頼]	26 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。
27 自分の好ききらいや利害にとらわれずに、公正にふるまうとともに、だれに対しても公平な態度をとる。	27 勤労の尊さを知るとともに、進んで人のためになる仕事をする。[勤労・公共精神]
28 人の立場を理解して、広い心で人のあやまちをも許す。	28 <u>公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。[勤労・公共精神]</u>
29 規則や、自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。[規則尊重]	29 家族の人々を敬愛し、よい家庭を作ろうとする。[家族愛]
30 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。	30 学校の人々を敬愛し、りっぱな校風を作ろうとする。
31 勤労の尊さを知るとともに、進んで力を合わせて人のためになる仕事をする。[勤労・公共精神]	31 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くす。[愛国心]
32 <u>公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。[勤労・公共精神]</u>	32 広く世界の人々に対して正しい理解と愛情をもち、人類の幸福に役立つ人間になろうとする。
33 家族の人々を敬愛し、よい家庭を作りあげようとする。[家族愛]	
34 学校の人々を敬愛し、りっぱな校風を作りあげようとする。	
35 日本人としての自覚を持って国を愛し、国際社会の一環としての国家の発展に尽くす。[愛国心]	
36 広く世界の人々に対して正しい理解を持ち、仲よくしていこうとする。	

『小学校学習指導要領 道徳編』（1958年）と『小学校学習指導要領』（1968年）のいずれにも「公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。[勤労・公共精神]」という項目がある¹⁸。

小学校学習指導要領（1977年）の28項目では、「人に迷惑をかけない」という内容の指導項目がなくなったが、[勤労、公共の精神]を強調する項目はまだ掲載されている。さらに、平成29年から、中学校で道徳教育として使用している教科書の『私たちの道徳』では、「人に迷惑をかけない」という内容が掲載されており¹⁹、中学校学習指導要領「12 社会参画、公

共の精神」の指導要点では、よりよい社会を実現するためには、互いに迷惑をかけることのないような行動の仕方を育てる必要があると強調している²⁰。

以上より、戦前の学校道德教育の時代から現代の道德教育に至るまで、「他人に迷惑をかけない」という趣旨の文章が指導要領や教科書に登場していることがわかる。そして、それらは主に社会公共精神として強調されていることが明らかになった。

・「迷惑をかけたくない」意識と学校教育との関係

第一節では、家庭の教育が人の「迷惑をかけたくない」意識に与える影響を検討したが、では、学校の教育はどうなのか。戦前教育を受けた高齢者に関する報道を見てみよう。

「姥捨て山」をつくらないで（声）

主婦 間淵寿子（静岡県浜松市 74歳）

（中略）

そのうえ、医学は進み、なかなか死ぬことも出来ない。大臣の親にでもならなければ、病院も三カ月で出されてしまう。家で介護を受けるとなれば、またまたそれでお金がかかる。結局家族に迷惑をかけなければならなくなってしまふ。人に迷惑をかけないことをモットーに生きてきた、戦前の教育を受けた者にとって、これは大変つらいことである。

（2000年2月13日 朝刊 オピニオン）²¹

「大人たちへ、子供たちへ」（ちば読者のページ）/千葉

○他人に迷惑をかけたらだめ

戦後、日本人、特に若年層のモラルの低下が言われてきた。この風潮、家庭でのしつけや学校での道德教育が昔のように行われなくなったことと無縁とは思えない。私たち戦前派の身についた徳目の一つに「人に迷惑をかけないこと」がある。社会生活でこうした公徳心が守られないようでは、経済大国といえども真の一等国とは言えないと思う。戦後の民主化で、日本は確かに生まれ変わった。が自由化が進む中で自由の履き違えも見受けられるようだ。「自分さえよければ」といった考え方も一般化した。紙クズや空

き缶のポイ捨てなど、そのよい例だ。今は個の時代。個性的なのはいいとして、自己中心が過ぎると、家庭でも学校でも職場でも摩擦が生じやすい。社会人として何よりもまず、人に迷惑をかけない人間になってほしいものである。陸沢町 山崎秀男(無職 77 歳)
(1996 年 4 月 6 日 朝刊 千葉)²²

2000 年 2 月 13 日の記事は 74 歳の主婦が高齢社会に関する問題について記した投稿である。1996 年 4 月 16 日の記事は 77 歳の男性が現代の若者は自己中心的で、それより人に迷惑をかけない人間になるべきであることを提言した投稿である。ここで注目したいのは、前者の投稿の間瀬寿子と後者の投稿の山崎秀男は戦前の教育を受けた人であるという点である。74 歳の主婦は「人に迷惑をかけないことをモットーに生きてきた、戦前の教育を受けた者にとって、これは大変つらいことである」と述べ、77 歳の男性が「私たち戦前派の身についた徳目の一つに「人に迷惑をかけないこと」がある」と述べているように、戦前に受けた教育が、彼らの老年生活に影響を与えていることを示唆している。

このような「人に迷惑をかけてはいけない」という戦前の教育は、本節で検討した修身書をもとにした教育と考えることができるだろう。高齢者がかつて学校から受けた社会公共精神として強調されていた「人に迷惑をかけない」ということが、「人に迷惑をかけたくない」意識に影響していると言えよう。したがって、このように考えると、この 2 つの資料を通して、子どもの頃に受けた学校道徳教育が介護を受けることを考えたり、老年を含む人間の生き方を考えたりする際に抱く「迷惑をかけたくない」意識に影響を与えている可能性があるのではないかと考えられる。

第三節「迷惑をかけたくない」意識に影響を与える教育の異なる側面

第一節で挙げた保護者を対象とする調査²³を通して、昔から両親はいつも子どもに「人に迷惑をかけない」というような人になってほしいと考えていることがわかる。しかし、「人に迷惑をかけない」の割合が最も高いとはいえ、その割合は次第に低くなっている。1986 年には 8 割の人が「迷惑をかけない」ことを望んでいたのに、平成 25 年には 30% くらい減少しているということは、「迷惑をかけない」ことを望む親が第一位であることは変化していないとしても、そのように思う人は以前より少なくなっていることを示唆している。また、第二節

では、学校の道徳教育の場合も、小学校指導要領(1977年)の28項目から、「人に迷惑をかける」という内容の指導項目がなくなった。このように考えると、教育の中における「迷惑をかける」ことを強調することは少なくなっていると考えられる。では、このような状況の中で、「迷惑をかける」という意識はどのように変化するのか。



図1 「迷惑」と「介護」に関する新聞記事数

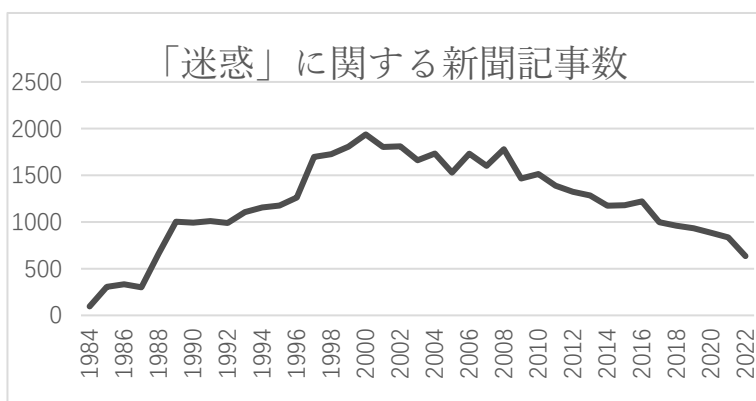


図2 「迷惑」に関する新聞記事数

データベースとして、朝日新聞クロスサーチを用いて「迷惑」と「迷惑」「介護」をキーワードとして1984年から2022までの期間を検索した結果を年ごとに図1（「迷惑」「介護」に関する新聞記事数）と図2（「迷惑」に関する新聞記事数）にまとめる。図1から見ると、1984年から2022まで毎年「迷惑」と「介護」をめぐる記事数は不規則の状態である。図2から見ると、「迷惑」に関する記事数は1984年から2000年まで増加しており、2000年の記事数が最大

である。その後、記事数が徐々に減少した。第一節で挙げた各調査²⁴の時期には、「迷惑」「介護」に関する新聞記事数は1986年3件、1994年16件、1996年56件、2013年64件である。「迷惑」に関する報道数は1986年333件、1994年1155件、1996年1262件、2013年1285件である。保護者を対象とする調査では、1986年より2013年の方が「人に迷惑をかけない」ことを重視する割合が低くなったし、1977年以降、小学校指導要領では「人に迷惑をかけない」という項目も消えるが、新聞の記事数から見ると、社会における「人に迷惑をかけない」に関する記事は減少しないことがわかる。それぞれの調査では調査対象が異なっているが、「迷惑をかける」ことに関連する項目が選択肢に含まれており、それを選択した割合は低くなる特徴がある。では、その原因は何だろうか。

この点を考える上でキーとなるのは、「迷惑をかけたくない」意識の複合性・重層性である。朝日新聞クロスサーチを用いて「迷惑」と「介護」をキーワードとして1985年から2023年1月8日までの期間を検索した新聞資料に基づき²⁵、介護者の抱く「迷惑をかけたくない」意識が包含する意味を分析した結果、介護に関する「迷惑をかけたくない」意識は三つのカテゴリに分けられる。「迷惑をかけたくない」意識の多様な意味合いが主に(1)家族への思いやり、(2)周囲への配慮、(3)自己の能力の認識という三つの側面があり、また、(3)の分類はさらに①自分の将来に対する悲観 ②自分が責任を負うこと ③情けない気持ちという三つに分けることができる。このような「迷惑をかけたくない」意識に包含される異なる意味合いに関しては教育からの影響があるのではないか。特に、(1)家族への思いやりと(3)自己の能力の認識のカテゴリに着目すると以下のようなことをさらに考察できる。

まず、家族教育の場面では、本稿の第一節で挙げた保護者を対象とする調査から見ると、保護者が抱く子供の理想像は「人に迷惑をかけない」以外に、「思いやり」、「責任感」、「身近な人との愛情を大事にする」などの品性を持つ人であることがわかる。そのため、普段の家庭の中で、「思いやり」、「責任感」、「身近な人との愛情を大事にする」などの教育を非常に重視することが推測できる。

また、学校教育の場面では、戦前の道徳教育の修身書では直接「人に迷惑をかけない」に関する内容以外に、「自立」「家族愛」などを強調する内容がある。例えば、以下のようである。

ダイ四

イチローガ、オカアサンノイフコトヲキイテ、ホンヤフデヲソロヘテ、ガッコーへ、イキマス。ジブンノコトハ、ジブンデ、セネバナリマセン。

(尋常小学修身書 第二學年〔第一期〕)

四 ジブンノコトハジブンデセヨ

オヤヘガサブラウニガクカウヘイカウトイツタトキ、サブラウハマダヨウイガデキテキマセンデシタ。アワテアネニ「本ヤテチャウヲカバンニイレテクダサイ。」トタノミマシタ。ハハガ「ジブンノコトハジブンデナサイ。」トイヒマシタ。ソレデサブラウハジブンデカバンノシマツヲシテ、アネトイツシヨニガクカウヘイキマシタ。

(尋常小学修身書 卷二〔第三期〕)

二 ジブンノコトハジブンデ

ウメ子ガア、オトウトノ一郎ニ、

「サア、學校ヘイキマセウ。」

トイッテ、サソヒマシタ。一郎ハ、マダヨウイガデキテキマセンノデ、アワテテ、

「ネエサン、ソノホンヤチャウメンヲ、カバンニ入レテクダサイ。」トタノミマシタ。

オカウサンハ、ソレヲオキキニナッテ、「ジブンノコトハジブンデナサイ。」トオッシヤイマシタ。

一郎ハ、ジブンデカバンノシマツヲシテ、ネエサントーシヨニ學校ヘイキマシタ。

(尋常小学修身書 卷二〔第四期〕)

修身書の低学年の部分に、「人に迷惑をかけない」というテーマ以外に、「自分のことは自分で」というテーマの内容がある。第一期ではお母さんは直接主人公に「自分のことは自分で」と伝えるが、第三期と第四期には、主人公が姉に頼もうとする際に、お母さんに抑えられ、「自分のことは自分で」のしつけをされたという内容を加えた。

第十四 自立自営（つゞき）

善右衛門は、常に自分の子供にをしへて、「自分をはじめから人にたよらず、自分の力で家をおこさうと心がけて、せいだしてはたらき、又其の間けんやくを守り、正直にしてむりな利益をむさぼらなかつたので、今のやうな身の上となつたのである。」といつてきかせました。

（尋常小学修身書 卷四〔第三期〕）

第十三 自立自営

（前略）

善右衛門は、いつも自分の子供たちに、
「自分は、始から人にたよらず、自分の力で家のおこさうと心がけて、せい出して働き、又けんやくを守り、正直にしてむりな利益をえようとよくばらなかつたので、今のやうな身の上となつたのである。」
と云ってきかせました。

（尋常小学修身書 卷四〔第四期〕）

また、修身書では常に「自立自営」を強調している。上記の引用は善右衛門という人が十七歳の時から、自分で働いて家を興そうと思ひ立ち、一人で努力して、他人に頼らず、だんだんと立派な商人になったという物語である。この物語の中で、善右衛門は子供に、他人に頼らず、自分の力で家を興し、儉約し、正直な人になってほしいと伝えたことから見ると、子供の個人的な道徳教育として自立と責任感を養うことも強調されているといえる。ここでの自立と責任感の強調は「迷惑をかけたくない」ことの多様な意味合いの中で、自己の能力の認識の「自分が責任を負う」という点に関連するのではないか。自立、責任に関する教育を受けることによって、「迷惑をかけたくない」意識に影響する可能性があるのではないだろうか。

オトウトガ、ビヤウキでネテキマス。オトウサンモ。オカアサンモ。ソバニツイテシン
パイシテイラッシャイマス
ワタクシハ。オヤニシンパイヲカケテハナラナイトオモヒマシタ。

（ヨイコドモ 上〔第五期〕）

修身書の第五期の低学年の部分には、第一期から第四期のような直接「人に迷惑をかけるな」というテーマとしての内容がない。引用する部分も「迷惑」という言葉はない。しかし、主人公の傍線部分の発言から、病気の弟を心配している親を見て、親への思いやりで、自分が親にこれ以上心配させたくないという意識を読み取ることができる。この主人公を持つ親への思いやりは「迷惑をかけたくない」ことの多様な意味合い中の家族への思いやりと関連するのではないか。したがって、家族への思いやりから、親に迷惑をかけないという意識が子供に伝わっていった可能性がある。

また、戦後の小学校学習指導要領が1977年から「人に迷惑をかけない」という項目がなくなったが、「自他の自由を尊重し、自分の行動に責任をもつ。」「だれに対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にする。[親切・思いやり]」、「父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つようにする。[家族愛]」、という項目は変化しておらず、掲載されている。こうした「自由を尊重し、自分の行動に責任を持つ」「親切、思いやり」「家族愛」ということが「迷惑をかけたくない」意識に影響を与えている可能性があるのではないか。

以上のように、家庭と学校教育では「人に迷惑をかけない」ことに対する道德教育の割合が低くなったが、現実の社会の中では「迷惑をかけたくない」意識はほとんど変化していない。その理由について、家庭と学校教育における「迷惑をかけない」以外の教育、例えば、家族愛、親切、思いやり、自立、責任などの徳目を強調する内容が「迷惑をかけたくない」意識の多様な意味合いと一致するところが多いので、「迷惑をかけたくない」意識に影響を与える可能性があるのではないかと考えられる。

まとめ

本稿は介護者の抱く「迷惑をかけたくない」意識の形成と教育との関連を検討した。第一節では、「迷惑をかけたくない」意識と家庭の教育が関連することを確認した。第二節では学校の道德教育における「人に迷惑をかけない」意識を考察した結果、戦前の道德教育も戦後の道德教育も「人に迷惑をかけない」というテーマが主に公德を守るというような人間関係の社会的な規範として位置付けられていることを明らかにした。また、第三節では家庭と学校教育における「迷惑をかけない」ということ以外の教育、例えば思いやり、家族愛、自立、

責任に関する内容が「迷惑をかけたくない」意識に影響を与える可能性があることを指摘した。

今後、家族愛などの「迷惑をかけない」ということ以外に関する教育が「迷惑をかけたくない」意識に影響を与えることについて、家族形態の変化と「迷惑をかけたくない」意識の形成が関連しているのではないかと考えられるので、それをさらに検証したい。

注

- 1 「厚生労働省 平成 29 年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査結果(確定版)」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000200749.pdf> 閲覧年月日 2021 年 5 月 20 日)
- 2 「人生の最終段階における医療に関する意識調査」の中で、「どこで最後を迎えたいかを考える際に、重要だと思うこと」の結果、「家族等の負担にならないこと」とする回答は一般国民 73.3% 医師 72.6% 看護師 76.6% 介護職員 80.4%である。
- 3 伊藤智子・加藤真紀・阿川啓子・諸岡了介・浅見洋「島根県江津市に暮らす中高年者の死生観と-終末期療養ニーズに関する意識調査」、島根県立大学出雲キャンパス紀要=Bulletin of the University of Shimane Izumo Campus、8、65-70、島根県立大学出雲キャンパス、2013
- 4 山崎章郎『病院で死ぬということ』、文藝春秋、1996
- 5 「(プリズム)認知症の母、承諾殺人 迷惑かけずに生きようと思った 地裁公判【大阪】」
(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675160477382> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- 6 「承諾殺人被告「母の年まで生きたい」 介護負担、支援届かず 京都 【大阪】」
(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675160540047> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- 7 岩田通弥・門田岳久・及川祥平・田村和彦・川松あかり編『民俗学の思考法〈いま・ここ〉の日常と文化を捉える』、慶應義塾大学出版会、2021
- 8 大島操 「高齢者が「迷惑」と表現する状況に関する考察」、熊本大学社会文化研究、12、111-127、2014、参照。大島操 (2014) は、1960 年から 2013 年 12 月 19 日までの「迷惑」をキーワードとした研究を整理した。主に迷惑表現を①日本語における「迷惑」の意味、②「迷惑行為」に関する研究、③「迷惑施設」に関する研究、④高齢者及び介護に関する迷惑の表現という四つのカテゴリーに分けている。

- ⁹ 毎日新聞大阪社会部取材班『介護殺人—追い詰められた家族の告白』、新潮社、2016
- ¹⁰ 「生活保護拒み、姉に手かけた 老老介護「他人のお金で生きるのは…」 東京地裁で執行猶予判決」(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675161397571> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)。引用文中の傍線は筆者による。以下も同様である。
- ¹¹ 新保敦子「近代日本の家族におけるしつけの変遷 -1930 年代から 40 年代生まれの女性の検証-」、学術研究:人文科学・社会科学編、70、31-48、早稲田大学教育・総合科学学術院、2022
- ¹² 「安田生命の主婦の意識調査 子どもの教育、知育より徳育」(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675166097912> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ¹³ 「「あいさつはするが敬語使えぬ」親から見た子 PTA 調査 /兵庫」(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675143370368> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ¹⁴ 内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査(概要)」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/seikatu1/isiki.htm> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ¹⁵ 内閣府「小学生・中学生の意識に関する調査」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/junior/pdf/b2-2.pdf> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ¹⁶ 「権威喪失 悩んで迷って空回り (巨大な迷路 しつけって何? : 上)」(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1714454259026> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ¹⁷ 海後宗臣・仲新『日本教科書大系 近代編 第 3 巻 修身(三)』、講談社、1961-1962
- ¹⁸ 「道徳の内容の歴史 1890 ～ 2015 年」(https://www2.u-gakugei.ac.jp/~omori/dotoku_naiyou_rekishi_02.pdf 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ¹⁹ 『私たちの道徳 中学校』(https://doutoku.mext.go.jp/pdf/junior_high_school_moral.pdf 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ²⁰ 中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 特別の教科 道徳編 (https://www.mext.go.jp/content/220221-mxt_kyoiku02-100002180_004.pdf 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)
- ²¹ 「「姥捨て山」をつくらないで(声)」(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675171651673> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)

²² 「「大人たちへ、子供たちへ」(ちば読者のページ) /千葉」

(<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1675067979445> 閲覧年月日 2023 年 1 月 20 日)

²³ 前掲、「小学生・中学生の意識に関する調査」

²⁴ 前掲、「近代日本の家族におけるしつけの変遷-1930 年代から 40 年代生まれの女性の検証
-」

²⁵ 次ページに介護者の抱く「迷惑をかけたくない」意識の事例を付録として示す。

付録①：介護者の抱く「迷惑をかけたくない」意識の事例

日付	タイトル	介護者	介護者状態	要介護者	要介護者状態	迷惑をかける対象	対象紙誌名	紙面
1986年02月07日	板橋の中年夫婦無理心中 初老期痴呆症の悲劇 (ニュース三面鏡)	東京都板橋区で生命保険会社に勤める夫(58)		妻(53)	初老期痴呆(ほう)症	次女ら	夕刊	2社
1995年02月06日	介護の手 熱いタオルで生 気戻る老人(ボランティア ・阪神大震災)	娘婿の松本春男さん(68)		西川さくゑ(92)		周り	朝刊	1家
1995年11月07日	災害弱者 問われる日常の 福祉(震災対策 東京は 今:7) / 東京	障害者を抱える家族				他人	朝刊	東京
1997年05月14日	被告の男性に懲役3年求刑 前橋の痴人殺人公判 / 群馬	無職A被告(78)		妻	寝たきり	息子夫婦	朝刊	群馬
1997年06月23日	高齢者介護、家族で抱えこ む傾向 相談を(ニュース 追報) / 山形	無職A被告(85)	将来を悲観する	妻(当時79)	痴ほう症	周囲の人	朝刊	山形
1997年06月24日	夫に懲役5年求刑 痴ほう 症の妻殺害事件初公判 山 形地裁 / 山形	無職A被告(85)	肺炎やぼうこう結石を患 い、健康に大きな不安 を感じ、四月には自殺を 望み始めた	妻(79)	痴ほう症	家族	朝刊	山形
1997年10月31日	要介護認定 機械的判定招 く恐れ(介護法案 現場・ 国会)	主婦今井康子(53)		義母	アルツハイマー型 痴ほう	他人	夕刊	2社
1997年11月09日	責任感(高齢社会の死角 4つの事件現場から:1) / 山形	村山地方の男性(八五)	今年一月に肺炎になっ た。二月にぼうこう結 石と医者に診断		原こうそくでの入院を 終え家に戻って約一年 が過ぎた妻に、痴ほう 症が出始めた。	娘	朝刊	山形
1998年02月08日	介護者の精神面支える輪、 不可欠(ニュース追報) / 岩手	飲食店従業員A被告(63)		母(当時89)	痴ほう	他人	朝刊	岩手
1998年09月30日	次男の看病に疲れ果て殺 害、老母に「温情」判決 東京地裁	74歳の母親		次男	うつ病が悪化	長男	朝刊	2社
1998年10月03日	体力に自信なくなった 寝 たきり妻殺害容疑の初公判 神戸地裁 / 兵庫	無職A被告(六五)			妻は十数年前からうつ 病	娘	朝刊	兵庫
1999年12月16日	障害児の課外おまかせ 米 子のNPOが支援事業計画 / 鳥取	親				他人	朝刊	鳥取
2000年03月15日	「介護疲れ」また悲劇 箕 輪町の会社員が母親と心中 国り逮捕 / 長野	同町上古田の会社員A容疑者(56)	介護疲れ、体調が崩す	母	寝たきり	いろんなところ	朝刊	長野
2000年04月05日	男たちは病の妻の元へ ポストより第二の人生	西垣寛(66)		妻(65)	悪性リンパ腫	銀行(職場)	朝刊	1家庭
2000年04月28日	週二回の送迎、老母生き 生き 介護保険一カ月(声) 【名古屋】	元高校教諭 林一美(岐阜県中津川市 68歳)		母	要介護1	介護職員	朝刊	オピニオン2
2000年11月19日	痴ほうの妻と10年の暮ら し ひとりで生きる:上 (声)	牧師 伊規須太郎(北九州市 74歳)		妻	痴ほう	ホームの職員	朝刊	オピニオン2
2002年03月19日	介護疲れで妻殺害の94歳 に猶予つき判決 地裁川崎 支部 / 神奈川	無職A被告(94)		妻	痴ほう症状が出た	子供	朝刊	神奈川1
2002年12月12日	障害者の娘殺害、母親に執 行猶予 さいたま地裁判決 / 埼玉	無職A被告(72)		三女(当時46)	知的障害	他人	朝刊	埼玉1
2003年02月27日	入院中の弟殺害で懲役7年 判決 静岡地裁 / 静岡	無職A被告(61)		弟(当時56)		周囲	朝刊	静岡1

日付	タイトル	介護者	介護者状態	要介護者	要介護者状態	迷惑をかける対象	対象紙誌名	紙面
2003年08月14日	被告の男性に懲役10年判決 高梁町の父親殺人事件 / 石川	A被告 (息子 58)	会社で大切な仕事を任されながら失敗して預言を与えたと思ひ込み、自殺を決定	父 (87)		家族	朝刊	石川1
2005年01月12日	要介護の妻殺害、69歳被告認める 懲役8年を求刑 / 栃木	無職A被告 (69)	糖尿病	妻	寝たきり	同居する長男夫婦	朝刊	栃木1
2005年02月03日	「ごめんな」謝りながら母の首絞めた 豊橋・介護殺れ殺人 / 愛知	A被告		母	痴呆	施設	朝刊	愛知1
2006年01月09日	「遠距離介護の悩み」NPOが調査 1位・金銭、2位・心身の負担	子世代				親が近所	朝刊	生活1
2006年04月20日	7カ月後の「無理心中」認知症の妻殺害→親子間で釈放→再び繰り返す自殺【名古屋】	妻 (63)	うつ状態			娘	朝刊	2社会
2006年07月20日	病気を愈えず 妻殺した疑い 奈良系警、男を逮捕【大阪】	A容疑者 (68)				お母さんが認知症	朝刊	1社会
2006年08月10日	老いの不安 妻に「認知症人で夫を起す」「迷惑かけたくない」強く 香芝 / 奈良県	A容疑者 (68)				妻はうつ病の初期症状が現れ、A容疑者は心臓に不安があった。	朝刊	奈良全県・1地方
2006年08月26日	長女「父もつらい」 若者介護、89歳夫が85歳妻を殺害 神戸で初公判【大阪】	無職A被告 (89)	右大腿骨を骨折し、入院	妻		胸を骨折し、寝たままになった。	朝刊	2社会
2006年08月30日	入所中の妻殺す？ 夫、敷地内で倒れる 妙美の老人福祉施設 / 鳥取県	夫 (62)	体がしびれ顔が痛い	妻 (66)	要介護度5	介護老人福祉施設スタッフに	朝刊	鳥取全県・1地方
2006年09月27日	認知症妻殺害に懲役5年 若者介護、実母洋き形り 横浜地裁判決 / 神奈川県	A被告 (71)	脳内出血の後遺症による体の不調に悩んでいた。右半身が麻え、睡眠導入剤がないと倒れない状態だった	妻	認知症	子どもたち	朝刊	横浜・1地方
2006年10月16日	運れ戻った木の許されぬ運沢 無理心中囚り、73歳夫死亡 和歌山【大阪】	無職男性 (夫 73)	男性も心臓	妻		妻は病気で昏から下がほとんど動かさず、約10年前から寝たきりだった。	夕刊	1社会
2006年12月27日	情状酌量し、執行猶予 敵身的な介護評論 上越・年金目当て母親の死体遺棄 / 新潟県	金物店経営A被告 (59)		母		周9	朝刊	新潟全県・1地方
2007年08月11日	《患者を生きた：423》認知症 道化の夢：3 二度と舞台に立たぬ」と誓ったが…	小川幾多郎 (68)		母 (97)	アルツハイマー病	ほかの出演者	朝刊	生活1
2007年09月27日	介護殺れ殺人、妻に懲役4年 周囲の事件で地裁判決 / 山口県	主婦A被告 (67)	疲労感に限界に達していた	夫 (当時67)	認知症	周9	朝刊	山口・1地方
2008年03月29日	がん悪化、介護依頼し妻殺害 67歳被告に猶予判決 奈良地裁 / 奈良県	無職A被告 (夫 67)	末期がん	妻 (当時61)	統合失調症	親族	朝刊	奈良全県・1地方
2008年04月18日	「ひととき」母と飯、あと残った【西部】	上村須美代 (62)		母	要介護4	療養型病院のスタッフに	朝刊	生活1
2008年07月01日	介護殺れ妻殺害、94歳に猶予判決 横浜地裁川崎支部 / 神奈川県	無職A被告 (94)		妻 (当時87)	認知症で寝たきり	子どもたち	朝刊	横浜・1地方
2008年07月17日	《備える》介護保険：16 介護予防の活用を 自衛ケズ・転倒防止プログラムも	大阪市女性 (9歳)		父 (78)	要介護1	会社	朝刊	生活2

日付	タイトル	介護者	介護者状態	要介護者	要介護者 要介護者 状態	迷惑をかける対象	対象紙誌名	紙面
2009年05月28日	介護疲れで夫殺害、懲役5年の判決。殺人罪で最も軽くさいたま地裁	A被告(71)				ところが夫は途中で倒れ込み、失禁した。数時間前にも失禁して着替えはかりで	朝刊	2社会
2009年10月31日	検察、懲役4年求刑 ひたもなか・介護の妻殺害初公判 / 茨城県	無職A被告(夫89)	腰を痛め介護が大変になった	妻(84)	脳出血で倒れた	家族	朝刊	茨城・1地方
2009年11月10日	89歳夫に猶予判決 弔いたいと反省 要介護の妻・孝親殺人事件で水戸地裁 / 茨城県	無職A被告(89)	将来を悲観する	妻	ほび寂たきりの状態	息子ら	朝刊	茨城・1地方
2010年03月25日	(認知症とともに；上) 妻の症状、近隣に「手紙」人とのつながりがあれば / 香川県	夫の森寛昭(67)		妻	認知症	居住者の皆様 周り	朝刊	香川全県・1地方
2010年09月10日	老老介護、疑義の悲劇 夫死亡、助け求めず妻も 神戸・東灘で2件 / 兵庫県	無職男性(78)	心臓に持病がある	妻	認知症	近隣の息子夫婦	朝刊	神戸・1地方
2011年07月23日	91歳、病気の娘と心中？伊丹、2人暮らしで介護【大阪】	母親	心臓が悪く、足がだんだん不自由になってきた	長女	認知症	次女	朝刊	1社会
2012年03月04日	いま伝えたい 千人の声：13 仮住まい 東日本大震災	夫の鈴木静雄(70)		妻(71)	認知症	避難所のみんなに	朝刊	特設C
2012年09月05日	「騙されてほしかった」内縁の夫殺害被告 謝罪、死罪に捨てた理由 / 神奈川県	A被告(妻56)		内縁の夫(当時66)	体のだるさや背中を訴え、自らが立ちこきこきでなくなった	職婦	朝刊	湘南・1地方
2012年12月28日	(働く) 介護離職：下 仕事もあきらめない 昼間は施設、在宅勤務や休業制度活用	東京都内の大手企業に勤める女性(35)	介護離職	母	乳がん	職婦	朝刊	生活2
2013年03月22日	(認知症とわたしたち) とともに暮らす：2 夫の退院、喜ばなくて	妻(64)		夫(66)	認知症	娘たち	朝刊	生活1
2013年04月26日	「早やめた介護デビュー！」 地方発掘 「家族だけならできなかった」	安田智美(41)		父	ALS	職婦	週刊 週刊朝日	
2013年08月06日	(認知症とわたしたち) 家を離れて：4 一人で預けちゃったんだらう	妻(75)		夫(83)	認知症	周り	朝刊	生活1
2013年09月20日	妻殺害の81歳に猶予判決 地裁、法定刑以下に 介護事情を酌む / 山形県	無職A被告(夫81)	自身の健康状態に不安があった	妻		家族	朝刊	山形・1地方
2013年10月22日	伊豆大島、被災地はここにも 台風26号被害	市村朝子(73)		夫(80)	脳梗塞	避難者	夕刊	1総合
2014年04月17日	(大介護時代) 働きながら：6 情報編 「辞めず」に休業 制度を知ろう	明治安田生命保険支社(千葉県船橋市)に勤める大井彩葉さん(45)	介護離職	母(73)	脳の病気で倒れた	職婦	朝刊	生活1
2014年10月12日	(人口減にっばん せいと地域「上」) 名古屋 恒居、「家族代行」が頼り【名古屋】	山口茂(66)		母(90)と		親族や縁	朝刊	1社会
2015年07月17日	《朝日新聞デジタル》(きょうも母親家にいます。) 母さんごめん、もう無理だ	74歳の息子	うつ病			娘	デジ専	
2015年07月25日	(認知症社会) 入所、どこに行けば「普段は落ち着いている」 断られ	東京都北区の理髪店経営の男性(60)		母(86)	認知症	警察	朝刊	1社会

日付	タイトル	介護者	介護者状態	要介護者	要介護者状態	迷惑をかける対象	対象紙誌名	紙面
2016年04月29日	認知症患者、避難所つらい外に出て保護される人も熊本地震【西部】	ある女性		夫	認知症	周囲	朝刊	1社会
2016年06月11日	〈豊かさは2016参院選：3〉介護 支えあれば働けるのに	杉原智子(50)	介護離職	両親	寝たきりだった母 脳梗塞の父	職場	朝刊	2社会
2016年10月05日	介護負担増を懸念 被告、最新内容認める 加東、79歳妻被害初公開 /兵庫県	A被告(夫82)		妻(当時79)	寝たきり	子ども	朝刊	播磨・1地方 神戸・1地方
2016年11月04日	介護離職、その後の新しい働き方	東京都内の調理師(63)	介護離職	母(享年89)	認知症	会社	週刊朝日	
2016年12月08日	認知症の妻への被害未遂認める 71歳、首領の事件初公開 /山口県	無職A被告(夫71)		妻(71)	認知症	周り	朝刊	山口・1地方
2016年12月26日	〈別冊2016・4〉坂戸の若者介護殺人「私が見る」SOS封印 /埼玉県	夫(87)		妻	認知症	認知症の妻を寝かす介護が出来なくなった	朝刊	埼玉・1地方
2017年07月13日	介護中の父被害、最新内容認める 初公開で被害 /山形県	無職A被告(54)		父	認知症	周り	朝刊	山形・1地方
2018年07月02日	「リポートやまがた」息子「介護が大変」届らず、天童の親子遺体、苦悩の末か /山形県	天童市の住家で会社員の男性(当時60)		母(83)		周囲	朝刊	山形・1地方
2018年12月15日	〈保釈所から〉認知症の母被害、懲役3年 石岡の58歳被告、地裁判決 /茨城県	無職、木内武史(58)	体調を崩す介護離職	母	認知症	弟	朝刊	茨城・1地方
2019年05月13日	無口な夫、若者介護の果てに「施設頼み」妻が手に負えない…無理心中か【名古屋】	夫(72)		内縁の妻(81)	認知症	他人	朝刊	1社会
2019年06月13日	〈2019参院選 曲折のアベノミクス：中〉子育て・介護、現場しわ寄せ	千葉市の女性(55)	介護離職	両親	軽い認知症だった父 脳梗塞の母	職場	朝刊	2総合
2019年12月27日	〈声〉家の片付け、親が元氣なうちに	長島優子(埼玉県53)		母	空き家	周囲	朝刊	オピニオン2
2020年02月18日	〈列島をあるく〉災害から考える「国者」どう避難、旅行経験 台風、障害ある子ども車中泊/東京・共通	笠間真紀(43)		三男(9)	脳性まひで寝たきり	避難所	朝刊	東京日・2地方
2020年03月06日	両親被害の60歳、懲役10年の判決 地裁、責任能力を認定 /福岡県	無職石橋住夜子(60)	統合失調症	両親		周囲	朝刊	福岡・1地方
2020年04月28日	若者介護、妻を手にかけ「死ぬときも一緒に死なしたが」遺族の82歳「将来悲願」	小島一壽(82)		妻(81)	認知症	子供	朝刊	1社会
2020年05月22日	ルポ・問題を抱えた母と娘たちの最終戦 「おかきさん、あなたの介護はできません」	娘のヘルパー(55)		母	アルツハイマー病	近所	週刊朝日	
2020年07月03日	対談・久坂部幸×藤田節子 認知症介護現場は「事件」がいっぱい	藤田		父	認知症	看護師	週刊朝日	
2020年07月05日	〈西日本豪雨2年〉逃げ遅れなくす、住民の知恵 /岡山県	中本昭彦(73)		妻(71)	認知症	周囲	朝刊	岡山全県・1地方
2020年10月05日	〈介護とわたしたち〉母と高齢者住宅へ、70代を前に決断	西方節子(70)		母		妹	朝刊	生活1
2020年11月13日	認知症保険がある全国の自治体54 電車事故、器物損壊などで賠償を肩代わりシリーズ・週刊朝日で考える4K	神戸市に住む松井三二(72)		妻	認知症	他者	週刊朝日	

日付	タイトル	介護者	介護者状態	要介護者	要介護者状態	迷惑をかける対象	対象施設名	紙面
2021年01月22日	(声) 介護必要なら感謝し受けたい【大阪】	無職 角谷繁之(大阪府 83)		妻		2子どもたちや世間の人たち	朝刊	オピニオン2
2021年02月08日	(Think Gender) 男女共同参画の行方！5 男性も介護、仕事との両立は	塚田一弘さん(67)	介護離職	父	認知症	職場	朝刊	生活1
2021年03月13日	62歳被告、親子判決 介護・自分もがん…母を殺人未遂 / 新潟県	新潟田市官谷、無職吉澤孝子被告(62)	悪性リンパ腫うつ病	実母(当時85)	認知症	夫や妹	朝刊	新潟全県・1地方
2021年05月01日	介護中の夫を殺害、妻に親子付き判決 地裁 / 岐阜県	無職福田信子被告(77)		夫(当時83)	認知症	子供	朝刊	岐阜全県・1地方
2021年07月06日	夫を絞殺の被告、起訴内容認める 丸亀の事件、地裁初公判 / 香川県	妻の能登渡子(78)	うつ病を発症した	夫(当時82)	認知症	子ども	朝刊	香川全県・1地方
2021年07月15日	『朝日新聞デジタル』(きょうも傍聴席にいます。)介護疲れ「妻をあやめました」病身82歳への実刑判決	82歳の男		妻(79)	要介護認定は2番目に重い区分	息子	デジ専	
2021年09月30日	母親背負い殺害、息子に実刑判決 地裁「動機、独りよがり」 / 滋賀県	被告の太田高之(60)	していない浮気を妻から疑われ、仕事や母親の介護のストレスと合わせて自殺を決意	母		他人	朝刊	滋賀全県・1地方
2021年12月03日	生活保護拒み、妹に手付けた。老老介護「他人のお金で生きるのは」東京地裁で執行猶予判決	妹(82)		姉(84)	寝たきり	他人	朝刊	1社会
2022年07月22日	(短期連載 分譲マンションと高齢化社会：1)住民の高齢化によるトラブルが深刻化	Aさん(58)		母	認知症	近所	週刊朝日	
2022年08月04日	(声) 介護離職します、決断しました	父(介護者)	心臓や腎臓の病気が悪化しており貧血もある			娘	朝刊	オピニオン2
2022年09月06日	85歳妻殺害、実刑回避夫に親子付き判決 日立 / 茨城県	被告(87)	腎臓がんの疑いを指摘され、自分は末期がんだと思いついた	妻(当時85)	自内臓、脱腸	近隣	朝刊	茨城全県・1地方
2022年09月23日	ヤングケアラー、届いた支援 中1で母が難病に、長男「頑張っ白」【西部】	高校2年の少年(17)		母	A.I.S	周り	朝刊	1社会
2001年01月25日 2001年02月25日	継金村で障害ある次男殺害 92歳の父蔵を起訴猶予処分 / 長野 身体障害の次男殺害容疑で91歳の父蔵を書類送検 朝刊 / 長野	無職男性(92) 無職男性(91)		次男(当時60)	重度の身体障害者持つ	長男夫婦	朝刊	長野1
2005年09月16日	介護の夫殺害、妻に有罪判決 熊本地裁 / 熊本県	A被告	うつ状態			娘	朝刊	熊本全県・1地方